

全衛連医師確保のためのガイドライン

平成18年4月

社団法人 全国労働衛生団体連合会

1. はじめに

近年、労働衛生機関では、新医師臨床研修の導入とともに新規臨床研修医の兼業禁止などにより、健康診断を担当する医師確保が難しくなってきており、その反面、新医師臨床研修制度の導入により、医師キャリアの流動化が予測されており、労働衛生機関にとって、新卒医師を確保し、長期間定着する医師を自ら養成する絶好の機会ともなっている。

産業構造の変遷や企業経営におけるアウトソーシングの進展を受けて、産業医に対する要請が急速に多角化する中で、産業保健の目的と考えられてきた予防医学へのアプローチも変わりつつある。従来は、職業病を早期発見する2次予防中心の考え方であったが、近年では、非職業性の要因も含めた複合的要因の健康問題が増え、単純な2次予防だけでは十分に対処しきれなくなってきたおり、1次予防から、さらに健康増進、快適職場実現に向けた活動が相対的に重要になってきている。

このような活動は、従来のような純粋医学的アプローチだけでは実現できず、学際的な新しい専門性の確立が必要である。新たな企業ニーズに応えられる専門性を備えた、経験ある専門医を多数擁することこそ、将来あるべき労働衛生機関の姿であり、このような考え方によって早く取り組みを行う機関ほど将来的な発展が約束されているといえる。

本ガイドラインは、現時点での全衛連会員機関が臨床研修終了直後の医師を採用して、自機関で専門的な産業医になるまでに養成するための手引書としてまとめたものである。

2. 労働衛生機関における産業医養成の意義

製造業を中心とした近年の企業規模縮小の結果、大企業においても間接部門から次第に業務のアウトソーシングが進んでいる。健康診断などの個別技術的な業務のアウトソーシング先としては、すでに多くの健康診断を専門的に行っている労働衛生機関がその役割を担ってきている。しかし、労働安全衛生マネジメントシステムのような企画管理業務、メンタルヘルス・過重労働対策などの専門的個別技術業務に関しては、適切な委託先は多くないのが現状である。

さらに企業外労働衛生機関は、このような環境変化を的確に先取りし、健診受注中心から、作業環境管理、作業管理、システム設計、EAP、過重労働対策、労働安全衛生マネジメントシステムなども受注できる、総合コンサルタント業へと業務の守備範囲を広めることができることが求められている。これまでのように、職業病発生や有害物への暴露が起こった後から対策を講じる後追いの産業保健

活動では、最近のように発生頻度が低下してくると、発生後に問題処理をしたほうが費用が安いなど、経営者に対する費用負担の動機づけが次第に難しくなっている。しかし、上記のような、総合コンサルタント的業務の展開であれば、企業経営の一環として経営改善に貢献するものであり、経営者から積極的に評価されやすい。事実、産業医大で最新の教育を受けた産業医の実績を目の当たりにし、その価値を理解した企業は、このような専門性を身につけた産業医を積極的に求人するようになってきている。

このような背景から全衛連会員である労働衛生機関にあっては、現在在籍する1,000名弱の医師の専門性向上を図る必要がある。この場合、これら医師の高齢化の実態を考慮すると、当面年間最低100名程度の専門性の高い新卒医師の確保を目標とし、計画的に資質向上を図ることが必要であろう。しかし、この数は産業医大卒業生だけでは供給が難しい現状にある。

専門性の高い産業医の養成には、他分野の専門医の養成と同様、医学部卒業後の修練が不可欠である。現在わが国で産業医の卒後修練課程を持っているのは産業医大だけである。今後多数の専門医を養成するとなると、産業医大以外にもこのような養成課程を開設する必要性がある。しかし、この課程には産業医の実務研修が不可欠であることから、実際に研修プログラムを設置できる機関は極めて限られる。このうち、労働衛生機関は、産業医活動に加えて健康診断や環境測定をも実施しているので、産業医の実務研修をする条件が最も整っている機関といえよう。

3. 労働衛生機関における産業医修練課程設置の要件

実際に新卒医師を対象とした専門的産業医養成のための修練課程を設置するには以下の準備を進める必要がある。

まず、修練プログラムを企画・運営できる指導医を確保する必要がある。現在このような能力を備えた専門家はわずかであり、年齢や経験にこだわらず、このような新しい事業に対する熱意を備えた人材を得ることが最も重要なことである。

現時点では産業医修練課程を設置運営しているのは産業医大のみであり、指導医が確保されたら、同大学と緊密な連携を持つことが重要である。指導医の経験の程度によっては、一定期間同センターへ派遣して実務経験をつませることも効果的である。また、産業医大が設置している産業医学基本講座、夏期集中講座、短期研修講座などのプログラムを、研修プログラムの一部として取り込むことも可能である。

以上の準備をした上で、研修プログラムを作成し、修練に必要な資源を整備

する。ほとんどの修練はいわゆる 'On the Job Training' であることから、施設内で準備すべきことは参考図書や情報収集・処理のためのコンピュータシステム整備程度であるが、必須条件は修練場所、つまり修練中の産業医を受託してくれる事業場の確保である。

諸条件を整備した上で、研修プログラムを作成し、受け入れ可能人数、待遇などが決定できれば、修練医の募集が可能となる。募集を行おうとする労働衛生機関においては、産業医養成過程を設置する目的、募集要項、修練課程の概要、修練における到達目標などを記載した記事をホームページなどで公表することが望ましい。(募集要項については別添【医師募集要項例】を参照のこと。)

なお、近年増加傾向が著しい女性医師にとって、労働衛生機関は妊娠出産等女性独特のライフステージに適切に対応できる職場であり、また、労働衛生機関にとっても健診などで女性医師の必要性が生じてきていることから、女性医師に焦点を絞った受け入れ策を講ずることも、医師確保戦略の一つとして有効性が高いと考えられる。

4. 労働衛生機関における専門医師育成プログラム

1. 概要

労働衛生機関は、企業や団体に対して、事業場の外部から産業保健サービスを提供する専門機関であり、事業者の求めに応じて、作業環境測定、健康診断、保健指導、面接指導、健康増進活動、労働衛生相談などのサービスを提供している。わが国においては、特に、産業医などの産業保健スタッフの常勤者がいない中小規模事業場において、産業保健活動を推進する主力を担っている。本プログラムは、このような労働衛生機関が雇用する専門職集団の中心的な機能を果たすべき専門医師を育成することを想定して作成したものである。

2. 募集対象

初期臨床研修修了後1～5年目医師

3. 履修期間

3～5年(実際に本プログラムを履修した日数等により多少の延長あり*)

*産休や育休を取得した場合や短時間勤務に従事した場合に適用

4. 履修修了時取得予定資格

- ・日本医師会認定産業医
- ・日本産業衛生学会専門医
- ・日本内科学会認定医
- ・労働衛生コンサルタント
- ・人間ドック学会人間ドック認定医

5. 一般目標 (GIO : General Instructional Objectives)

- ・職業と健康の関連を理解し、個人の働く能力の保持増進と職場・職務の改善を支援することができる。
- ・産業保健活動における健康診断の意義や手法を十分に理解して適切に実践することができる。
- ・非専属の産業医の立場から事業場の産業保健活動を適切に推進することができる。
- ・予防医学を実践する医療専門職のチームの一員としての役割を果たすことができる。

6. 行動目標 (SBO : Specific Behavioral Objectives)

- ・一般健康診断の診察において、時間的制約がある中で効果的な問診をすることができます。
- ・一般健康診断の診察において、時間的制約がある中で効果的な理学的所見を取ることができます。
- ・一般健康診断において、胸部レントゲンや心電図など代表的な検査について結果を判定することができます。
- ・一般健康診断において、診察や検査の結果に基づいて適切な判定を行うことができます。
- ・疾病の予防対策の概要を理解する。
- ・特殊健康診断において、特別な項目の検査の意義、方法、内容について理解する。
- ・特殊健康診断において、診察や検査の結果に基づいて適切な判定を行うことができます。
- ・有害要因が人に与える影響について、概要を理解する。
- ・職業病のスクリーニング手法について、概要を理解する。

- ・職業病を予防するために職場を改善する手法について、概要を理解する。
- ・作業環境測定の意義、方法、内容について、概要を理解する。
- ・作業環境測定の結果に基づいて、総括や評価に関する意見を適切に述べることができる。
- ・労働衛生に関する法令および代表的な行政通達について、概要を理解する。
- ・企業外の労働衛生機関において、組織構成員として適切に行動することができる。
- ・企業外の労働衛生機関において、コンピュータや通信の技術を適切に利用することができる。
- ・企業外の労働衛生機関と事業場との関係について、適切に理解する。
- ・企業外の労働衛生機関において、業務の改善を提案することができる。
- ・非専属の産業医として、事業場の事業者や総括安全衛生管理者に適切な助言や指導ができる。
- ・非専属の産業医として、事業場の衛生管理者と適切な連携ができる。
- ・非専属の産業医として、事業場の産業保健活動の企画に適切に関与できる。
- ・非専属の産業医として、事業者に対して労働者の健康診断結果に基づく就業上の措置に関する適切な意見を述べることができる。
- ・非専属の産業医として、労働者に対して適切な保健指導をすることができる。
- ・非専属の産業医として、労働者からの健康相談に適切に対応することができる。
- ・非専属の産業医として、労働者の就業適性を適切に判断することができる。
- ・非専属の産業医として、労働者の主治医と適切に連携することができる。
- ・非専属の産業医として、職場や作業の改善を提案することできる。
- ・非専属の産業医として、衛生委員会で専門的な意見を述べることができます。
- ・非専属の産業医として、集団教育を適切に実施することができる。
- ・非専属の産業医として、メンタルヘルス対策および過重労働対策を推進することができる。
- ・非専属の産業医として、健康増進活動が推進されるよう努めることができる。
- ・非専属の産業医として、労働安全衛生マネジメントシステムの導入が図られるよう努めることができます。
- ・非専属の産業医として、労働者の健康に関する課題が経営に与える影響について理解し説明することができる。
- ・予防医学を実践する医療専門職のチームにおいて、産業医学を実践する医師として適切な意見を述べることができます。
- ・予防医学を実践する医療専門職のチームにおいて、他の専門職と協調して事例に対応することができる。

- ・産業医学を実践する医師として、労働者の健康情報を適切に取扱うことができる。
- ・産業医学を実践する医師として、産業保健分野の情報を適切に検索し応用することができる。
- ・産業医学を実践する医師として、産業保健分野の研究を推進することができる。

7. 履修機関

- ・労働衛生機関
(各診療科研修指定病院、産業医科大学にて、必要に応じ補充)

8. 履修カリキュラム

1年目 (初期臨床研修修了後 2年目以降の場合は省略)

- ・入社(採用)時研修
- ・一般健康診断研修(施設内)
- ・特殊健康診断研修(施設内)
- ・健康診断判定研修
- ・人間ドック研修
- ・保健指導研修
- ・健康相談研修
- ・集団教育研修
- ・コンピュータシステム研修

2年目 (初期臨床研修修了後 3年目以降であり、産業医としての非選任資格 を有する場合は省略)

- ・入社時研修(1年目に履修していない場合のみ)
- ・産業医科大学産業医研修(夏季集中講座又は春季基本講座のいずれかを選択)
- ・一般健康診断研修(施設内および出張)
- ・特殊健康診断研修(施設内および出張)
- ・健康診断判定研修
- ・人間ドック研修
- ・保健指導研修
- ・健康相談研修
- ・集団教育研修

- ・コンピュータシステム研修
- ・作業環境測定研修
- ・非専属の産業医研修（健康診断結果に基づく就業上の措置の意見、作業環境測定結果に基づく意見、職場巡視、衛生委員会出席）

3年目

- ・入社時研修（1、2年目に履修していない場合のみ）
- ・産業医科大学産業医研修（1、2年目に履修していない場合のみ）
- ・一般健康診断研修（施設内および出張）
- ・特殊健康診断研修（施設内および出張）
- ・健康診断判定研修
- ・人間ドック研修
- ・保健指導研修
- ・健康相談研修
- ・集団教育研修
- ・コンピュータシステム研修
- ・作業環境測定研修
- ・非専属の産業医研修（産業保健の企画、健康診断結果に基づく就業上の措置の意見、健康増進活動、作業環境測定結果に基づく意見、職場巡視、衛生委員会出席、職場改善・復職支援）

4年目

- ・一般健康診断研修（施設内および出張）
- ・特殊健康診断研修（施設内および出張）
- ・健康診断判定研修
- ・保健指導研修
- ・健康相談研修
- ・集団教育研修
- ・作業環境測定研修
- ・非専属の産業医研修（産業保健の企画、健康診断結果に基づく就業上の措置の意見、健康増進活動、作業環境測定結果に基づく意見、職場巡視、衛生委員会出席、職場改善、　　復職支援、メンタルヘルス対策、過重労働対策）
- ・業務改善研究
- ・産業保健研究
- ・1・2年次修練医指導

5年目

- ・一般健康診断研修（施設内および出張）
- ・特殊健康診断研修（施設内および出張）
- ・健康診断判定研修
- ・保健指導研修
- ・健康相談研修
- ・集団教育研修
- ・作業環境測定研修
- ・非専属の産業医研修（産業保健体制の改善、産業保健の企画、健康診断結果に基づく就業上の措置の意見、健康増進活動、作業環境測定結果に基づく意見、職場巡視、衛生委員会出席、職場改善・復職支援、メンタルヘルス対策、過重労働対策、法令への対応、労働安全衛生マネジメントシステムの導入計画の提言、経営者への提言）
- ・業務改善研究
- ・産業保健研究
- ・1～3年次修練医指導

9. 履修責任者

労働衛生機関医師（日本産業衛生学会指導医または本プログラム修了者）

10. オプション

- ・履修期間中に専門的臨床研修を希望する場合は、各年次の履修内容を中断または短縮して履修することができる。その場合、各年次の履修予定内容が修了するまで履修期間を延長する。
- ・産休、育休、病休も同様の取扱いとする。
- ・なお、履修の中止が延べ2年間を超えたときは、履修プログラムは中途終了する。

別添

【医師募集要項例】

財団法人 ○○○○協会 平成19年度産業保健医師募集

採用期日 平成19年4月1日付 採用予定

募集人員 ○○人程度（または若干名）

応募資格 ①初期臨床研修を修了した医師、修了見込みの医師
修練プログラムはBasicプログラムを参照（別紙参照）
②後期医師臨床研修修了医師もしくは産業医科大学卒後研修修了者
修練プログラムはAdvanceプログラムを採用（別紙参照）

選考方法

選考方法 面接・論文
選考日時 平成18年○○月○○日
選考会場 弊協会会議室
採用発表 平成18年○○月上旬を予定

待遇等

身分
給与
勤務形態
勤務時間
年次休暇
宿舎・託児所
社会保険
その他委細面談

(別紙)

財団法人 ○○○○協会 産業保健医師修練プログラム

Basic プログラム

対象：初期医師臨床研修を修了した医師

Advance プログラム

対象：後期医師臨床研修修了医師もしくは産業医科大学卒後研修修了者

修練プログラム概要

Basic プログラム

年次	職域健康診断における職務	養成する産業医のライフステージ
1年	健康診断における問診・診察	嘱託産業医と同行 産業医グループ入り
2年	健康診断における結果判定	嘱託産業医開始
3年	健康診断結果に基づく就業上の措置に関する医学的判断、保健指導 他の医療専門職との連携・指導	企業での産業医活動開始（産業医の一員） 健康診断チームの中堅からリーダーへ
4年	健康診断チーム統括管理	改善提案、学会発表 新規企業で産業医活動展開（一人立ち）
5年	顧客とのコミュニケーション	産業医チームリーダー

Advanceプログラム

年次	職域健康診断における職務	養成する産業医のライフステージ
1年	健康診断における問診・診察、結果判定	嘱託産業医と同行 産業医グループ入り 嘱託産業医開始
2年	健康診断結果に基づく就業上の措置に関する医学的判断、保健指導 他の医療専門職との連携・指導	企業での産業医活動開始（産業医の一員） 健康診断チームの中堅からリーダーへ
3年	健康診断チーム統括管理	改善提案、学会発表 新規企業での産業医活動展開
4年	顧客とのコミュニケーション	産業医チームリーダー 後輩産業医の指導
5年	労働衛生機関としての労働保健業務のプランニング、運営管理	産業保健業務のコンサルティング

特徴

本研修では、産業医としての十分な実務経験を積み、いま社会がまさに必要としている産業医になるためのトレーニングを受けることができます。終了後は、大企業の総括産業医や労働衛生機関の主任産業医などのリーダー的産業医となることが可能です。

また、本研修の課程の中では、産業保健領域でのスキル習得のみならず、医師として予防医学・健康学を学び、働く人との接点をとおおして全人的医療に近づくことができます。

資格（本研修修了医師は、次の資格を取得することが可能となります）

日本医師会認定産業医

日本産業衛生学会専門医

労働衛生コンサルタント

人間ドック学会人間ドック認定医

オプション（受講時の修練医的立場については個別相談）

産業医科大学産業医学基本講座の受講も可能

産業医科大学産業医実務研修センターの研究カリキュラム受講も可能

産業医科大学夏期集中講座の受講も可能

弊機関指定臨床研修病院での臨床修練も可能

修練方法

研修初期は、職域健康診断の問診診察などを体験し、多くの企業・働く人々の実態を学びます。さらに健康診断に関する各種判定、総合判定や結果報告ならびに健康診断事後措置を学ぶことで、わが国の特徴である職域健康診断について、その手技・活用方法などの全般的な研修を行うことができます。

その後、嘱託産業医としての基本的理解ができた段階で、産業医活動OJTを開始します。複数の産業医がグループとして対応している企業の嘱託産業医の一員として参画したり、すでに産業医・保健師による活動が定着している企業での産業医としての活動から研修はスタートします。産業医経験を積むにつれ、よりスキルが求められる産業医活動に関与するようになります。最終的には、産業医・保健師・健康診断スタッフ・作業環境測定スタッフとの連携を活用し、よりよい活動への提案と改善実施ができる医師、さらにはグループ体制産業医チームにおいてリーダーシップを発揮できる医師へ成長することをサポートします。

指導医：弊協会診療所長 ○○○○